

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第二項及び第十二条の三の規定に基づき公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月六日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

### 三重県公安委員会規則第二十号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第二項及び第十二条の三の規定に基づき公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第二項及び第十二条の三の規定に基づき公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（平成二十一年三重県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

改正案		現行	
別表（第一条関係）		別表（第一条関係）	
診断の対象者	医師	診断の対象者	医師
(略)	(略)	(略)	(略)
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者	上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二に規定する認知症である者	上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則をここに公布します。

平成二十一年十月二日

三重県公安委員会委員長 水谷令子

### 三重県公安委員会規則第十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則  
(医師の指定)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定は、別表の上欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

2 医師の指定の期間は三年とし、再指定を妨げない。

第二条 公安委員会は、前条の規定による医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者を公示するものとする。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行の日（平成二十一年十二月四日）の前日までの間においては、別表中「第五条第一項第三号」とあるのは「第五条第一項第二号」と、「第八条第三号」とあるのは「第五条の二第三号」と、「第五条第一項第四号及び第五号」とあるのは「第五条第一項第三号及び第四号」とする。

附 則（平成二十四年三月二十一日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月六日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
別表（第一条関係）

診 断 の 対 象 者	医 師
法第五条第一項第三号の政令で定める病气（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第八条第三号に定める病气を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第八条第三号に定める病气にかかっている者	上欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者	上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師